ウ　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

（例）

・　感染症の予防のための調査に応じるとき。

エ　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して債権回収会社が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときに、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合

（例）

・　警察官や税務署の職員の任意の求めに応じて個人情報を提出する場合であって、本人の同意を得ることにより、警察や税務当局の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

なお、債権回収会社は、任意の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するものとする。

第５　機微（センシティブ）情報について

１　債権回収会社は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう。）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、並びに犯罪歴に関する情報（以下「機微（センシティブ）情報」という。）については、次に掲げる場合を除き、取得、利用又は第三者提供を行わないこととする。

⑴　法令に基づく場合

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合

⑶　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

⑷　相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な場合

⑸　戸籍謄本その他の本人を特定することができる書類につき本人特定のために必要な場合

⑹　債権の内容の特定に必要な場合

⑺　本人の同意を得ている場合

２　債権回収会社は、機微（センシティブ）情報を、１に掲げる場合に取得し、利用し、又は第三者提供する場合には、１に掲げる事由を逸脱した取得、利用又は第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取り扱うこととする。

第６　個人情報の取得に関する義務

１　適正な取得（法第17条関係）

債権回収会社は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

なお、「その他不正の手段」により個人情報を取得すると解される場合は、例えば、次のような場合である。

（例）

・　当該個人情報に関して提供者が法第23条に違反していることを知りながら取得する場合

・　当該個人情報に関して提供者が法第17条に違反していることを知りながら取得する場合

・　他の事業者に依頼して不正な手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合

・　判断能力を十分に有していない未成年者から、親の同意なくその家族の個人情報を取得する場合

・　弁護士に対し、当該弁護士に委任した法律事務と関係のない戸籍謄抄本や本籍地の記載のある住民票の写しの取得を依頼して、その弁護士から、これらに記載されている個人情報を取得する場合

また、債権回収会社は、第三者からの提供（法第23条第１項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（施行令第２条第２号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（法第23条第２項・第３項関係）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することとする。

２　取得に際しての利用目的の通知等（法第18条関係）

⑴　債権回収会社は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

この通知においては、取り扱う個人情報の具体的内容を明らかにする必要はないが、できる限り取り扱う個人情報の項目を明らかにすることとし、項目ごとに利用目的が異なる場合には、それが明らかになるようにすることとする（例えば、Ａ、Ｂ、Ｃという項目の個人情報を取り扱っており、Ａについては本業及び兼業ａを利用目的とし、Ｂについては本業のみを利用目的とし、Ｃについては兼業ａ及び兼業ｂを利用目的とする場合においては、その利用目的と個人情報の項目の対応関係を明らかにして通知すべきであり、このような場合に漫然と「個人情報Ａ、Ｂ、Ｃは本業並びに兼業ａ及びｂを利用目的とする。」というような包括的な通知をすべきではない。）。

この公表においては、本人ごとに個別に公表すること及び取り扱う個人情報の具体的内容を明らかにすることは必要ではないが、できる限り取り扱う個人情報の項目を明らかにすることとし、項目ごとに利用目的が異なる場合には、それが明らかになるようにすることとする。

⑵　債権回収会社は、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要はないが、その場合には、⑴の規定（法第18条第１項）に基づいて、取得後速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

なお、「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、当該利用目的を書面に記載し、その書面と同一の書面をもって、当該目的に利用することについての本人の同意を取得することとする。

⑶　次に掲げる場合については、⑴、⑵及び第４．２⑵の規定（法第18条第１項から第３項まで）は適用しない。

ア　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）

・　暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれのある場合

イ　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより債権回収会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

（例）

・　利用目的を知られることにより、企業秘密にかかわる事項が明らかになり、企業の健全な競争を害する場合

・　暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合